

# 平成30年度の市・県民税から適用される **税制改正**

税務課市民税係 ☎0824-73-1146


平成30年度の市・県民税から適用される主な変更点についてお知らせします。

## セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除 (医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理のもとで医療用医薬品(※1)からの代替を進めるという観点から、健康の維持増進および疾病の予防への取り組みとして、次の対象者が、一定のスイッチOTC医薬品(※2)の購入の対価を支払った場合において、その年分の総所得金額等から控除することができる制度が創設されました。

※1:医療用医薬品:主に医師が処方する医薬品

スイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の概要については次のとおりです。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 適用期間                 | 平成29年1月1日～平成33年12月31日  |
| 対象者                  | 健康の維持増進および疾病の予防として、一定の取り組みを行う個人<br>※一定の取り組み…医師の関与がある次の検診などまたは予防接種<br>①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診   |
| 対象支出                 | 自己または自己と生計を一にする配偶者、その他親族に係る一定のスイッチOTC医薬品の購入  |
| ※2<br>スイッチ<br>OTC医薬品 | 医療用から転用(スイッチ)された一定の一般医薬品などで医師の処方箋がなくても購入できるもの。<br>対象となる医薬品の薬効の例…風邪薬、胃腸薬、鼻炎用内服薬、水虫・たむし用薬、肩こり・腰痛・<br>関節痛の貼付(ちょうふ)薬<br>※医薬品の全てが対象となるわけではありません。対象医薬品には、日本一般用医薬品<br>連合会が定める「セルフメディケーション税控除対象」の識別マークが記載されています。  |
| 控除額                  | (その年中に支払った額 - 保険金等で補てんされた金額) - 12,000円(88,000円が限度)   |
| 注意事項                 | この特例は、現行の医療費控除との併用はできません。この特例と従来の医療費控除制度のどちらの適用とするか、対象者ご自身で選択することになります。  |

### 本特例措置を利用する時のイメージ

- 課税所得400万円の者が、対象医薬品を年間20,000円購入した場合(生計を一にする配偶者その他の親族の分も含む)

20,000円  
(対象医薬品の購入金額)

12,000円  
(下限額)

- 8,000円が課税所得から控除される

(対象医薬品の購入金額:20,000円-下限額:12,000円=8,000円)

- 減税額

・所得税:1,600円の減税効果(控除額:8,000円×所得税率:20%=1,600円)

・個人住民税:800円の減税効果(控除額:8,000円×個人住民税率:10%=800円)